

1006798

**トライアル雇用支援
奨励金制度**

市では、幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象労働者

▽若年者など(45歳未満の人)
▽中高年齢者(45歳以上65歳未満の人)
▽障がいのある人

※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度により、試行的に雇用された人

奨励金の額 1人につき、月額1万2500円(最大3カ月間)

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課
商工振興係 ☎内線5005

1006799

**特定求職者雇用企業
奨励金制度**

市では、障害者雇用を促進するため、国が実施する特定就職困難者雇用開発助成金制度を活用して、障がいのある

人を雇用した市内中小企業者に左表のとおり奨励金を交付します。

※交付期間(6カ月)ごとに交付。()内は短期間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)に対する交付金額

対象労働者 いずれも市内在住で、雇い入れ日現在で満年齢が65歳未満の人

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課
商工振興係 ☎内線5005

【交付内容】

| 対象労働者 | 交付金額 | 交付期間 | 交付対象期ごとの交付金額 |
|-------------------------------------|----------------|-----------|---------------------------|
| 障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者 | 18万円 (9万円) | 1年 | 第1~2期 各9万円 (各4.5万円) |
| 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者 | 36万円 (18万円) | 1年 6カ月 | 第1~3期 各12万円 (各6万円) |
| 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者 | | | |
| 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者 | | | |

労働保険の加入手続き

■1人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きが必要です
※11月は「労働保険適用促進強化期間」

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者(パート・アルバイト含む)を1人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室、または最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

問合せ 群馬労働局労働保険徴収室 ☎027・896・4734

**除雪機の購入費などを
助成**

除雪機等購入費補助金

除雪作業に使用する除雪機などの購入費用を補助します。

補助率 購入費用の10分の8(限度額30万円)

対象

▽町、区、班を単位とする団体
▽10戸以上が共同して除雪を行う団体
▽市長が適当と認める団体

条件
▽購入した機械の維持管理および運転などに係る経費は補助対象外

▽機械取得日から10年が経過するまで、譲渡や交換、廃棄、その他の処分は不可

▽申請前の購入不可
申請期間 11月2日(月)～来年1月29日(金)

申請方法 交付申請書に必要書類を添付し、建設課管理係へ

除排雪活動協力助成金
除排雪活動に協力した機械所有者に対し、助成金を支給します。

対象 除雪機などの所有者

支給額 除排雪活動1回につき3000円(2時間程度)

条件 申請書兼請求書に除排雪活動を行った地区の区長(地区委員)の確認印が必要

申請方法 除排雪活動協力助成金支給申請書兼請求書を建設課管理係へ

支給日 月に1回、前月20日までの申請に対して翌月支給

問合せ 建設課管理係 ☎内線4102・4103

(広告)